

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ソロモン	アウキ市場及び棧橋建設計画のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の交換公文	アウキ市場及び棧橋建設計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	33,000千円 H21.3.11まで	H20.3.12 ホニアラ で (同日)	日本側 岩瀬明在 臨時代理大使 ソロモン側 ウィリアム・ ハオバエ外務・外国貿易 大臣	H20.3.25 189号
ソロモン	アウキ市場及び棧橋建設計画のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の交換公文	アウキ市場及び棧橋建設計画を実施するために必要な 1. 市場及び棧橋の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	811,000千円 (H20年度 294,000千円) H21.3.31まで (H21年度 517,000千円) H22.3.31まで	H20.6.19 ホニアラ で (同日)	日本側 岩瀬明在 臨時代理大使 ソロモン側 ウィリアム・ ハオバエ外務・外国貿易 大臣	H20.6.27 379号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。